



法務省 関東地方更生保護委員会・保護観察所

私たちは、『犯罪や非行をした人の再犯・再非行を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指す』ことを使命とし、「更生保護行政」に取り組んでいます。

職員体制

関東地方更生保護委員会及び管内の保護観察所では、「保護観察官」や、一般行政事務に従事する職員約600人が働いています。

保護観察官とは

非行少年や罪を犯した人たちが、地域社会の中で自立して生活することができるよう、面接などを通じて指導・援助を行う職員です。

保護観察官になるには

国家公務員採用一般職試験（大卒程度・高卒者）や法務省専門職員（人間科学）採用試験（保護観察官区分）の合格者から採用しています。採用後、一定の期間（数年間）は、法務事務官として庶務・会計等の一般行政事務に従事し、その後保護観察官に任命されます。

勤務地

関東地方更生保護委員会（さいたま市）

1都10県を管轄して、仮釈放等を許すか否かに関する審理に係る事務などを行っています。

保護観察所（水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、甲府、長野、静岡）

保護観察や生活環境の調整等の業務にあたります。

先輩職員からのメッセージ

税金を使って仕事をするプレッシャーや法律の難しさなど大変なこともあります、同僚や上司に相談できるため安心して仕事ができます。（3年目・一般職・総務課）

採用後のキャリア

保護観察官に任命された後は、実務経験や勤務成績に応じ、統括保護観察官、保護観察所長等へ昇進します。また、希望や適性に応じ、法務本省での勤務や人事交流などを経験します。

「法務省」と聞くと堅いイメージがあるかもしれません、困ったときは先輩や上司が一緒にになって考えてくださる温かい職場です！
(1年目・専門職・総務課)

「更生保護」を初めて知ったという方も大歓迎です！専門知識がなくても、採用後の研修等で学ぶことができます。
(2年目・一般職・会計課)



お問合せ先

関東地方更生保護委員会 事務局総務課企画係
〒330-9725
さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館21階
TEL: 048-600-0181

ホームページはこちら

